

生活のいろいろな場面で使える各種の制度

一 子どものために使える制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	出産育児一時金	出産費用の支給	42万円	出産	健康保険の担当部署
2	出産手当金	出産費用の支給	標準報酬日額 ×6/10×98		出産が遅れた場合は加算
3	入院助産	出産に伴う医療費の支給	0～19万	一定の所得以下 (前年所得627万以下)	福祉事務所に申請
4	応急小口資金	出産費用の貸付			各自治体へ
5	保育所	保育にかける子供の保育	0～8万		各自治体へ
6	保育料減免制度	収入減による場合の保育料減免	第2子は半額、 第3子は9割軽減		生活保護等の場合免除
7	保育料の還付	払いすぎた保育料の払い戻し	相当額	所得税の額の減少	福祉事務所に申請
8	乳児院	保護者が子供を養育できない場合の保育	親の税額により一部負担	親が子を養育できなくなったこと	福祉事務所に申請
9	短期入所生活援助	一時的に養育が困難になった児童の預かり		社会的理由や家庭内暴力で子供の養育が困難	児童相談所か福祉事務所
10	夜間養護	夜間の児童の預かり			同上
11	児童手当	児童養育費への手当て	3歳未満は一律1万円3歳以上、第1、2子は5千円第3子は1万円	日本国内に住所がある児童を養育している人12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童が対象所得制限有り(500～700万以下)	各自治体へ
12	児童扶養手当	親の一方がいない家庭の児童への手当て	月4万円程度以下	父親死亡、重度障害1年以上拘禁など	併給制限有り各自治体へ
13	教育積立郵便貯金預金者貸付	高校以上の学校の費用の貸付	200万以下	教育積立郵便貯金の積立を完了していること	郵便局
14	年金教育資金貸付	高校以上の学校の費用の貸付	100万以下	年金に10年以上加入、一定年収以下	年金資金運用基金
15	財形教育融資	高校以上の学校の費用の貸付	450万以下	財形貯蓄を有している勤労者連帯保証人または財形信用保証の保証があること	金融機関
16	日本政策金融公庫	国内外の高校・大学・大学院等の教育費用	200万以下	入学・在学している本人又はその保護者年間所得が790～1190万以下であること990万以下の場合は、勤続3年未満等の条件を満たすこと	日本政策金融公庫
17	奨学金	国内外の高校・大学・大学院等の教育費用	月1万8千円から63千円	高校生以上の本人で一定以上の学力成績であること世帯収入が一定以下であること	日本学生支援機構
18	幼稚園保育料の減免	保育料の補助	年2万から24万	一定所得以下	各自治体へ
19	就学援助制度	小中学校の給食費等の補助	自治体の基準	自治体の基準による	各自治体へ
20	公立高校授業料の減免	授業料等の減免	自治体の基準	自治体の基準による	各自治体へ
21	私立高校生への補助	授業料等の減免	自治体の基準	自治体の基準による	各自治体へ

二 母子家庭において使える制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要	
1	母子家庭等日常生活支援	生活環境の激変の場合の家庭生活支援	負担は少額	病気等で生活支援が必要	各自治体へ	
2	母子生活支援施設	生活の場の提供	収入に応じ費用負担	子供が20歳未満の母子世帯	福祉事務所各自治体	
3	自立支援教育訓練給付金	自立支援訓練費の支給	受講料の4割程度	児童扶養手当支給水準未満の母子家庭	県	
4	母子家庭高等技能訓練促進費	専門的な資格取得を目的とする訓練	月10万3千円	児童扶養手当支給水準未満の母子家庭	県	
5	JR定期の割引	通学定期の割引	3割引	児童扶養手当や生活保護を受けている世帯	福祉事務所各自治体	
6	母子寡婦福祉資金貸付	事業開始資金	上限283万	20歳未満の子供のいる母子家庭 父母のない児童 かつて母子家庭の母であった方 40歳以上の配偶者のない女子であって、 母子家庭の母及び寡婦以外の方	市町村福祉担当課、振興局	
7	母子寡婦福祉資金貸付	事業継続資金	上限142万		市町村福祉担当課、振興局	
8	母子寡婦福祉資金貸付	修学資金	18千～96千		市町村福祉担当課、振興局	
9	母子寡婦福祉資金貸付	技能習得資金	月5万以内、一括60万		市町村福祉担当課、振興局	
10	母子寡婦福祉資金貸付	修業資金	月5万以内		市町村福祉担当課、振興局	
11	母子寡婦福祉資金貸付	就職支度資金	上限32万		市町村福祉担当課、振興局	
12	母子寡婦福祉資金貸付	医療・介護資金	上限31万		市町村福祉担当課、振興局	
13	母子寡婦福祉資金貸付	生活資金	月10万以内		市町村福祉担当課、振興局	
14	母子寡婦福祉資金貸付	住宅資金	上限150万		市町村福祉担当課、振興局	
15	母子寡婦福祉資金貸付	転宅資金	上限26万		市町村福祉担当課、振興局	
16	母子寡婦福祉資金貸付	就学支度資金	39千～59万		市町村福祉担当課、振興局	
17	母子寡婦福祉資金貸付	結婚資金	上限30万		市町村福祉担当課、振興局	
18	寡婦医療費の給付	寡婦に対する医療費の給付(盛岡市の制度)	通院750円を越える部分、入院2,500円を越える部分		かつて配偶者のいない女子として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人を扶養していたことがあり、所得制限(本人150万未満、世帯300万未満)の人	盛岡市役所医療給付課
19	母子家庭医療費助成制度	自己負担金の一部助成	一定金額を越える部分		母子家庭など	県保健福祉部医療国保課

三 障害者が使える制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	特別障害者手当	障害者への手当	月26千円	20歳以上の在宅の障害者	各自治体へ
2	障害児福祉手当	障害者への手当	月14千円	20歳未満の在宅の障害者	各自治体へ
3	特別児童扶養手当	障害者への手当	月3～5万	20歳未満で一定程度の障害児のいる家庭	各自治体へ
4	旅客運賃等割引	運賃割引		障害者手帳又は療養手帳の交付を受けている障害者やその家族	JR又は銀河鉄道
5	バス運賃の割引	バス運賃の割引	5割	障害者手帳又は療養手帳の交付を受けている障害者やその介護者(第1種の手帳に限る)	岩手県バス協会
6	タクシー代の助成	タクシー料金の一部助成		身体障害者1,2級の手帳の方(2級は制限あり)など	市町村役場福祉課
7	所得税の控除			精神障害者保健福祉手帳保有者	
8	住民税の控除			精神障害者保健福祉手帳保有者	
9	利子等の非課税			精神障害者保健福祉手帳保有者	
10	相続税の控除			精神障害者保健福祉手帳保有者(1級のみ)	
11	自動車税等の免除			精神障害者保健福祉手帳保有者(1級のみ)	
12	NHK受信料の割引		全額又は半額	精神障害者保健福祉手帳保有者	
13	携帯基本料金の割引			精神障害者保健福祉手帳保有者	
14	NTT番号案内無料			精神障害者保健福祉手帳保有者	
15	障害者に対する住宅増改築費用の貸付	障害者の居室等の増築の際の資金の貸付		障害4級まで	各自治体へ

四 離職時、離職後使える制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	雇用保険	失業の際の保険金の給付	直前賃金の5～8割 給付日数は90～180日	失業、離職の日以前の1年間に保険に自己都合の場合は12ヶ月、会社都合の場合は6ヶ月以上加入 公共職業安定所に求職の申込をしていること 自己都合の場合は、3ヶ月の給付制限あり	公共職業安定所に行き自分で手続き
2	受講手当	職業訓練等の費用	1日600円		
3	通所手当	職業訓練のための交通費	月42,500円を限度		
4	寄宿手当	訓練のための寄宿手当	月17,000円		
5	就業手当	臨時の仕事についての場合の手当	基本手当の30%	雇用保険受給中に臨時の仕事に就いたこと	保険は支給されない
6	再就職手当	安定した仕事についてたときの手当	基本手当の30%	1年を超えて雇用されることが確実な仕事に就いたこと	
7	雇用保険未適用向け手当	就職促進手当	賃金日額に応じた日額	45歳以上等	
8	雇用保険未適用向け手当	就職活動手当	1日280円		
9	雇用保険未適用向け手当	訓練手当	受講、寄宿手当等		
10	雇用保険未適用向け手当	広域求職活動費	交通費実費 宿泊料7,800円		
11	雇用保険未適用向け手当	移転費	交通費実費 移転料40万以下 着後手当、住宅手当		
12	雇用保険未適用向け手当	就業支度金			
13	離職者対策資金貸付金	求職活動中の生活資金貸付	上限100万円 1.95% 返済10年以内	離職してから1年以内で求職活動を行っていること 県内に1年以上居住しているか雇止めによって県内に帰省してきたこと 離職した事業所に1年以上勤務していたこと 雇用保険受給者資格証の交付を受けていること	東北労働金庫(岩手県の制度)
14	技能者育成資金制度	職業訓練受講期間中の必要な資金の貸付	月46千円、 10万、12万円(扶養家族のある場合) 利率3%	世帯の収入が200万円以下であること(年収200万に達するまでは、アルバイトをすることを認める) 訓練開始日が離職から1年以内であること 雇用保険の求職者給付及び訓練手当の支給を受けていないこと 保証人(住民税課税世帯)	独立行政法人雇用・能力開発機構 ハローワーク
15	技能者育成資金制度の返還免除制度	上記貸付の返還免除	借入額の8割程度の返還の免除	所得が200万円以下であること 職業訓練を適切に終了したこと(出席8割以上、訓練の評価が一定以上)	同上
16	緊急人材育成・就職支援基金	職業訓練を条件とした生活資金等の貸付	月10～12万	雇用保険の給付要件を満たさないこと 雇用保険の受給期間を過ぎたこと 職業訓練を受けること	同上
17	教育訓練給付	教育訓練経費の20%の支給	10万円以下	雇用保険の一般被保険者又は被保険者であったもの 雇用保険に3年以上入っていたこと 離職から1年以内であること	ハローワーク
18	未払い賃金	国の立替払い	上限370万円	労災保険適用事業所 1年以上事業活動継続 倒産状態にあること 2年以内に請求すること	労働福祉事業団
19	生活福祉資金	総合支援資金・生活支援費	複数世帯月20万、単身世帯月10万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者	市町村社会福祉協議会
20	生活福祉資金	総合支援資金・住宅入居費	40万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者	市町村社会福祉協議会
21	生活福祉資金	総合支援資金・一時生活再建費	60万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者	市町村社会福祉協議会

22	臨時特例つなぎ資金貸付	生活福祉資金等の借入れまでのつなぎ資金	10万円以内	住居のない離職者、失業給付、社協の貸付までの資金不足者、金融機関の口座を有していること	市町村社会福祉協議会
23	住宅手当	家賃支給	単身31千円、複数世帯40千円、支給は6ヶ月以内	離職から2年以内、収入が一定以下、預貯金が一定以下	市町村生活保護担当窓口
24	就職安定資金融資	住居入居初期費用 家賃補助費 生活・就職活動費	上限40万 上限36万 上限90万	事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となった者 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた活動を行うこと 預貯金・資産がない者 離職前に主として世帯の生計を維持していた者	労働金庫各支店へ

五 DV被害者等への自立支援として使える制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	配偶者暴力被害者自立支援事業	生活資金、保護命令申立費用等の給付	生活費55千円以内など	一時保護所に保護されたDV被害者 対処し、自立しようとする場合に当面の生活資金を確保する見込みのない者 親戚等から資金援助を期待できない者	いわて生活者サポートセンター
2	生活自立資金支援	転居費用、生活保護受給までのつなぎの生活費の貸付	30万円以内	DV、虐待などから福祉制度を利用して自立しようとする者 福祉総合相談センター等が関わっている者 親族等からの資金援助が期待できず、当面の生活に困窮することが明らかな者 就労等により返済が出来る見込みがある者	いわて生活者サポートセンター

六 自動車事故の被害者等が使える制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	自動車事故被害者への貸付	交通遺児への貸付	一時金15万円、その後月2~4万	住民税が非課税か均等割りのみ課税等の低所得者	自動車事故対策機構
2	自動車事故被害者への貸付	保険金が支払われるまでの一部立替貸付	上限290万	住民税が非課税か均等割りのみ課税等の低所得者、後遺症が残ること	自動車事故対策機構
3	自動車事故被害者への貸付	保証金が支払われるまでの一部立替貸付	上限290万	住民税が非課税か均等割りのみ課税等の低所得者、ひき逃げ等の場合	自動車事故対策機構
4	自動車事故被害者への貸付	確定判決のあと弁済を受けることができない人への貸付	上限100万	住民税が非課税か均等割りのみ課税等の低所得者、債務名義を取っている人	自動車事故対策機構

七 医療費に関する支援、年金制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	生活福祉資金	福祉費・療養費	230万円以内	低所得者世帯、高齢者世帯	市町村福祉担当課、振興局
2	生活福祉資金	福祉費・介護費	230万円以内	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯	市町村福祉担当課、振興局
3	健康保険給付	高額療養費	医療費の還付(貸付もあり)	一定額を超える医療費(サラリーマンなどでは7万2千円程度)を支払ったこと	社会保険事務所、市町村
4	健康保険給付	傷病手当金	休業4日目から1年6ヶ月間、標準報酬の60%	病気で仕事につけず給料の支払いを受けていないこと	社会保険事務所、市町村
5	健康保険給付	埋葬料	10万円	死亡した者と生計維持関係にあった者が埋葬したとき	社会保険事務所、市町村
6	健康保険給付	埋葬費	埋葬料を限度とする実費	死亡した者と生計維持関係になかった者が埋葬したとき	社会保険事務所、市町村
7	障害者自立支援医療	通院医療費の公費助成	90%	精神・神経疾患で継続して通院治療が必要な方	市町村福祉担当課、振興局
8	重度心身障害者医療費助成	医療費の公費助成		障害基礎年金1級 身体障害者手帳1,2級 特別児童扶養手当1級 療育手帳A	市町村福祉担当課、振興局
9	無料・低額診療事業	無料又は低額での医療サービスの提供	健康保険加入までの期間の無料診療、低額診療	無料診療:無保険で生活困窮(ホームレス、ネットカフェ難民、人身取引被害者等)の状態にあること 低額診療:医療費の負担が生活の維持に困難を	盛岡市川久保病院ほか
10	国民健康保険料	年間の金額	市町村によって異なる。盛岡の場合、年収420万で386千円		市町村
11	国民健康保険料の減免	法定減額、申請減額	4~7割の減額	一定の所得以下	減額は5年間さかのぼること可
12	厚生年金	年金額	年収の15.35%	順次値上げ	社会保険事務所
13	国民年金	年金額	月14,140円	順次値上げ	市町村
14	厚生年金	年金支給額	平均賃金の59.3%		社会保険事務所
15	国民年金	年金支給額	上限78万		市町村
16	遺族年金	年金加入者の遺族に対する給付	子が一人の妻102万 子が二人の妻125万 子が一人のとき79万 子が二人のとき102万	加入期間の2/3以上保険料を納めていること	社会保険事務所

八 ろうきんの自治体提携貸付制度等

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	スマイルローン	債務整理資金	上限500万	延滞履歴ある場合は不可 労金会員	労働金庫各支店へ
2	改善ローン	債務整理資金	上限500万	延滞履歴ある場合も可 法律専門家への依頼 労金会員	労働金庫各支店へ
3	らくらくローン	債務整理資金	上限500~5000万	無担保、不動産担保、預金担保	労働金庫各支店へ

4	中小企業労働者賃金遅払い資金貸付	賃金等の遅払いの資金	上限20万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
5	育児・介護休業者生活資金貸付金	育児・介護資金	上限100万 1.0% 返済7年以内	自治体内に住所、県内事業所に勤務 同じ事業所に1年以上勤続 休業期間中、又は休業期間終了後6ヶ月以内で 雇用関係が継続している者	各自治体へ
6	就職安定金融融資	住居入居初期費用 家賃補助費 生活・就職活動費	上限40万 上限36万 上限90万	事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となつた者 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた活動を行うこと 預貯金・資産がない者 離職前に主として世帯の生計を維持していた者	労働金庫各支店へ
7	ろうきん緊急生活支援ローン(セーフティローン)	当面の生活費	100万以下 2.0% 10年以内の返済	労金組織会員等 勤務先企業の都合で収入が減少した者	東北労働金庫各支店
8	ろうきん緊急生活支援ローン(セーフティローンⅡ)	当面の生活費	100万以下 2.0% 10年以内の返済	労金組織会員等で、雇用保険の失業給付の要件を満たしている者 同じく、離職し既に再就職先が決まっている者	
9	勤労者生活支援特別融資	住宅ローンの借り換え資金 小口生活資金 返済額の減額等	上限3000万円 上限300万円	勤務先事情による離職・収入源などで生活に困っている方	労働金庫各支店へ
10	盛岡市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
11	盛岡市教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
12	盛岡市住宅資金	住宅資金・中古住宅購入・増改築	上限1000万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
13	盛岡市育児休業資金	育児資金	上限150万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
14	紫波町生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
15	紫波町教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
16	矢巾町生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
17	矢巾町教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
18	釜石市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
19	大槌町生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
20	大船渡市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
21	大船渡市教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
22	大船渡市住宅資金	住宅新築・中古住宅購入(マンション除く)	上限600万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
23	一関市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
24	一関市教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
25	一関市住宅資金	住宅新築・中古住宅購入・増改築	上限500万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
26	平泉町生活安定資金	生活資金	上限50万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
27	花巻市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
28	花巻市教育資金	大学・短大・専修学校の学費	上限300万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
29	花巻市住宅資金	住宅新築・新築土地付き住宅・新築住宅の購入・増改築	上限500万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
30	宮古市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
31	宮古市教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ

32	山田町生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
33	川井村生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
34	北上市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
35	北上市教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
36	北上市住宅資金	住宅新築・中古住宅購入(マンション・店舗兼用除く)	上限500万(所要経費の85%)	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
37	西和賀町生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
38	奥州市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
39	金ヶ崎町生活安定資金	生活資金	上限50万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
40	二戸市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
41	二戸市教育資金	大学・短大・専修学校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
42	一戸町生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
43	一戸町教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
44	九戸村生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
45	遠野市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
46	陸前高田市生活安定資金	生活資金	上限50万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
47	陸前高田市教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
48	陸前高田市住宅資金	住宅新築・中古住宅購入(マンション除く)	上限500万(所要経費の85%)	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
49	久慈市生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
50	雫石町生活安定資金	生活資金	上限50万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
51	雫石町教育資金	大学・短大・専修学校・高校の学費	上限200万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ
52	滝沢村生活安定資金	生活資金	上限100万	自治体内に住所 同じ事業所に1年以上勤続 住民税納付済み	各自治体へ

九 消費者信用生活協同組合の貸付制度等

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	スイッチローン(自治体提携 消費者救済資金貸付制度)	債務整理資金	上限100万～500万	岩手県に在住及び勤務している方 信用情報上一般の金融機関が使えない方	信用生協へ
2	生活再建資金貸付制度(自治体提携)	生活資金	上限100万	岩手県に在住及び勤務している方 信用情報上一般の金融機関が使えない方	信用生協へ
2	サポートローン(生活再生資金貸付制度)	車検費用、医療費、引越費用、冠婚葬祭費用などの生活費の貸付	上限300万～2000万	岩手県に在住及び勤務している方 信用情報上一般の金融機関が使えない方	信用生協へ

十 低所得世帯等への貸付制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	生活福祉資金	総合支援資金・生活支援費	複数世帯月20万、単身世帯月10万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者	市町村社会福祉協議会
2	生活福祉資金	総合支援資金・住宅入居費	40万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者	市町村社会福祉協議会
3	生活福祉資金	総合支援資金・一時生活再建費	60万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者	市町村社会福祉協議会
4	生活福祉資金	福祉費・生業費	460万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村社会福祉協議会
5	生活福祉資金	福祉費・技能習得費	580万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村社会福祉協議会
6	生活福祉資金	福祉費・住宅増改築費	250万以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村社会福祉協議会

7	生活福祉資金	福祉費・福祉用具購入費	170万以内	障害者世帯、高齢者世帯	市町村社会福祉協議会
8	生活福祉資金	福祉費・障害者自動車購入費	250万以内	障害者世帯	市町村社会福祉協議会
9	生活福祉資金	福祉費・中国残留邦人等国民年金追納資金	513.6万円以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村社会福祉協議会
10	生活福祉資金	福祉費・療養費	230万円以内	低所得者世帯、高齢者世帯	市町村福祉担当課、振興局
11	生活福祉資金	福祉費・介護費	230万円以内	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯	市町村福祉担当課、振興局
12	生活福祉資金	福祉費・災害時の臨時資金	150万円以内	低所得者世帯、生活保護世帯	市町村福祉担当課、振興局
13	生活福祉資金	福祉費・冠婚葬祭費	50万円以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村福祉担当課、振興局
14	生活福祉資金	福祉費・住居移転等費	50万円以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村福祉担当課、振興局
15	生活福祉資金	福祉費・就職支度費	50万円以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村福祉担当課、振興局
16	生活福祉資金	福祉費・一時的必要費	50万円以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村福祉担当課、振興局
17	生活福祉資金	緊急小口資金	上限10万	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	市町村社会福祉協議会
18	生活福祉資金	教育支援資金・教育支援費	35千円から65千円	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村社会福祉協議会
19	生活福祉資金	教育支援資金・就学支度費	50万円以内	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯	市町村社会福祉協議会
20	生活福祉資金	不動産担保型生活資金・不動産担保型生活資金	土地の評価額の7割程度、月30万以内	65歳以上の者、家族構成に制限	市町村福祉担当課、振興局
21	生活福祉資金	不動産担保型・要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活扶助費の1.5倍以内、土地評価額の70%以内	生活保護世帯	市町村福祉担当課、振興局
22	臨時特例つなぎ資金貸付	生活福祉資金等の借入れまでのつなぎ資金	10万円以内	住居のない離職者、失業給付、社協の貸付までの資金不足者、金融機関の口座を有していること	市町村社会福祉協議会
23	住宅手当	家賃支給	単身31千円、複数世帯40千円、支給は6ヶ月以内	離職から2年以内、収入が一定以下、預貯金が一定以下	市町村生活保護担当窓口
24	助け合い資金	緊急資金、生活保護までのつなぎ資金	8万円以内	低所得世帯	社会福祉協議会

十一 生活保護関連制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	生活保護	生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭、介護の扶助、	自治体の基準	労働所得があっても一定以下の収入	各自治体へ 家族の状況により加算有り
2	一時扶助	生活上臨時に必要なものの扶助	自治体の基準	毎月の生活保護費でまかなえないこと	
3	生活保護者減免	地方税	非課税		
4	生活保護者減免	年金	免除		
5	生活保護者減免	県営住宅	保証金等の免除		
6	生活保護者減免	水道・下水道	装置料金と基本料金の免除		
7	生活保護者減免	レントゲン検査	無料		
8	生活保護者減免	NHK受信料	免除		
9	生活困窮者に対する灯油の購入費助成	灯油購入費の助成	4000円	世帯全員の住民税が非課税の世帯 暖房に灯油を使用している世帯	各自治体(自治体により取り扱いが異なる)へ

十二 その他の制度

NO	名称	内容	金額等	要件等	摘要
1	民事法律扶助	弁護士、司法書士費用等の立替	破産費用16～18万など	資力が一定以下であること。 単身者 182千円以下の月収 預金180万円以下 2人 251千円以下の月収 預金250万円以下 3人 272千円以下の月収 預金270万円以下	
2	犯罪被害給付制度	遺族給付金、重症病給付金、障害給付金	18万～2964万	故意の犯罪行為により損害をこうむった方	警察署警務課 犯罪支援係
3	犯罪被害者医療費公費負担	死亡検案書料、中絶費用等		故意の犯罪行為により損害をこうむった方	各警察署
4	借上げ経費の公費負担	借上げ費用	大人一泊6千円を限度	犯罪被害者で警察の指定を受けたとき	県警本部